資料３－２

２／２２（月）
日刊工業新聞
朝刊２７面

国際会計基準と分離を

クローズアップ

中小会計見直し議論本格化

中小企業会計指針を抜本的に改めようという動きが本格化してきた。経済産業省・中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会」を設置、財務会計基準機構も3月初旬に中小企業や関連団体を集めて「非上場会社の会計基準に関する懇談会（仮称）」を組織、議論を開始する。中小経営に大きな影響を与えるだけに、国際会計基準と切り離した実際に使える指針づくりが求められる。

（石掛善久）

経済のグローバル化に伴い、各国会計制度の国際会計基準への収斂が図られつつある。だが多くの中小にとって国際会計基準の導入にメリットはない。一律に適用するとなると、コスト負担などに耐えきれない企業も出てくる。

例えば不良資産処理。税務上は不渡りを受けただけでは損金処理の必要はないが、国際会計基準に基づくと不良資産として迅速に処理しなければならなくなる。包括利益など税法にはなじまない会計基準が導入されると税と会計の乖離がますます拡大、企業の事務負担は増大する。会計処理は複雑化し、対応も難しい。

2002年の商法改正では企業会計に公正かつ透明性のある情報開示を求めた一方、中小には過重な負担を課し経営を阻害しないよう必要な措置をとることが要求された。金融庁はダブルスタンダードを嫌って反対したものの、企業庁、日本税理士会連合会、日本会計士協会が独自の考え方を提示、モデルはバラバラな状態となっていた。

このため、中小企業会計制度の考え方を統一しようと05年8月に「中小企業の会計に関する指針」が策定された。だが06年4月の会社法施行で会計参与制度が設けられたことから、指針は「とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するにあたって、適当な会計のあり方を示すもの」と多くの中小には関係のないものとなってしまった。

そこで今回、会計基準の国際化の流れもあり、再度、中小企業の会計のあり方を検討しようということになった。

「中小企業の会計に関する研究会」では①中小企業の会計の実態と会計基準の国際化②会社法会計、金融商品取引法会計、税務会計との関係③国内外の会計制度の動向④中小企業の実態に即した会計のあり方―などを検討する。

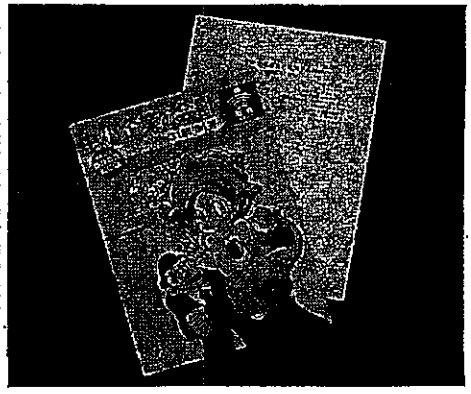

今後の議論で最大の焦点は、連結財務諸表と個別財務諸表の扱いとなる。現行は連結と単体の会計基準は一致し、税と会計も一体の日本基準。上場企業と金融商品取引法に基づく開示企業は、連結ベースで国際会計基準Q&A資料も作りPRに懸命だが、普及が進まない「中小企業の会計」▲基準を任意適用することとなっている。

今後、連結の国際会計基準対応に引きずられて単体の国際化が進められると、税と会計が乖離して対応が困難となり、企業のコストも増大する。対応策をめぐっては上場・準上場企業とその他で、または中小企業だけを区切ることなどが考えられる。中小企業を中小企業指針採用組とその他に区分してもいい。

会計士を中心とする国際会計審議会（IASB）が基準を収斂させようとしているが、主要国の対応は異なる。ドイツやフランスは連結と単体を分離、税制は確定決算主義で、非上場企業に強く配慮している。米国は自国基準を採用し、今のところ国際基準を適用していない。

今後の議論は国益を考慮するとともに、前回を教訓に上から目線で行わないことが求められる。企業庁は策定にあたり、大企業向けを簡略化するトップダウン・アプローチと中小の属性にも基づくボトムアップ・アプローチを例示している。

懸命に生き抜こうとしている中小の窮状を考えると、当然採用すべきはボトムアップ・アプローチだろう。

事務負担増え経営阻害

愛知産業監査役 木村 拙二氏に聞く

「中小企業の会計に関する研究会」に、中小企業代表のひとりとして参画している愛知産業（東京都品川区）の木村拙二監査役に、中小企業の実情、会計のあるべき姿を聞いた。

―会計基準が国際的に統一されつつあります。

中小としてはこうした事態をどう見ていますか。

「公開市場で資金調達している上場企業は投資家に対して信用性の高いハイレベルな決算書類を作成する必要がある。公開している限り外国からも投資可能性があるわけで、海外投資家にとっては共通の物差しがいる。コンバージェンス（国際的な会計基準の収斂）が求められることになる。だが中小・零細まで同じレベルが必要なものかどうか。非上場企業は逆ったルールでもいいのではないかと考えている」

―それはなぜですか。

「上場と非上場では求められているものが違うことと、現実に多くの企業が人材も不足し作業が困難な状態にあるからだ。会計規定は利害関係者に対し企業の経営状況を明らかにし、分配可能利益を計算することが目的。多くの投資家がいる上場企業と異なり、中小の利害関係者は金融機関程度で、その関心はキャッシュフローにある。国際会計基準など不要だ」

―中小企業会計はどうあるべきだと考えますか。

「中小企業はわが国企業数の99・7％を占める。うち87％は小規模企業だ。従業員数も中小企業が7割を占める。今、わが国にとって最も重要な施策は中小の活性化だといえる。そのために資する中小企業会計をつくることが大事だ。上場、非上場企業のダブルスタンダードでも、現在の中小指針を採用している層も加えたトリプルスタンダードでもいい。中小のためのものをつくってほしい。中小は基本的に税法に基づいて決算書類を作成している。会計は税制と一体であるべきだ」

〝共通の物差し〟は不要

経理の人材不足 対応は困難

中小企業庁によると、わが国の中小企業数は、税法上の中小法人だけでも07年で約255万社ある。このうち黒字企業は約3分の1にすぎない。

経理担当者は59・7％が1人だけ。28・8％が2人から5人で、担当者ゼロの9・0％を加えると97・5％にも達する。人材は少ない。

経理財務の事務状況は、「仕訳伝票だけを作成し後は専門家に任せている」が43・0％、「総勘定元帳まで作成し後を専門家に委ねている」が27・1％、「財務諸表まで一貫して作成し後を委ねている」が21・8％、「税務申告まで一貫して社内処理している」は3・8％。国際会計基準への対応は困難だ。

情報開示に関しても企業庁の08年度「会計処理・財務開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」によると、主要金融機関に対しては81・0％が開示しているが、役員に対しては44・7％、株主・親会社にも35・7％、その他金融機関に30・9％、信用調査機関に28・9％と開示意識は低下していく。一般に対する開示意欲はほとんどないのが実情だ。